

長崎県食育推進県民会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食育基本法(平成17年法律第63号)第32条の規定に基づき、長崎県食育推進県民会議(以下「県民会議」という。)を置き、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 県民会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、知事をもって充て、会務を総理する。

- 2 会長を補佐するため副会長を置き、会長が委員の中から指名する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、食育に関して知識と経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会 議)

第 6 条 県民会議は、会長が招集する。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専 門 委 員)

第 7 条 県民会議に、専門の事項を調査させるため、必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑 則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。